

奈良県工業製品等の知的財産に関する協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十六号

奈良県工業製品等の知的財産に関する協議会規則の一部を改正する規則

奈良県工業製品等の知的財産に関する協議会規則（平成二十六年三月奈良県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「会長及び」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

第三条中「前条第二項第一号に掲げる者である委員の任期は二年」を「委員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日まで」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

第五条第二項中「（会長を含む。）」を削る。

附 則

この規則は、令和五年六月一日から施行する。